平成２６年（フ）第６６号
福岡県太宰府市大佐野２丁目10番15号グランメゾン大佐野参番館101号
債務者　川中　　巌
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５５号
福岡市東区宮松３丁目19番66号
債務者　野仲　俊夫
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８９号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目３番304号
債務者　武田　久美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２３０号
福岡市中央区伊崎３番31号
債務者　山本　和弥
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２３８号
福岡市城南区別府４丁目４番40号
債務者　南　　美幸
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２４９号
福岡市早良区有田５丁目17番８号
債務者　入部　虎彦
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２６５号
福岡市中央区福浜１丁目１番12―305号
債務者　金田　敏美
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２６８号
福岡市早良区高取２丁目15番25―102号
債務者　黒木　博子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２７３号
福岡市東区下原４丁目７番17―205号
債務者　波多野明美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２７５号
福岡県古賀市米多比1138番地１
債務者　田浦　義晴
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２７９号
福岡市東区松香台２丁目１番５―410号
債務者　ジェントリーこと　藤春八重子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２９６号
福岡市博多区吉塚７丁目２番11―308号
債務者　鈴木　直樹
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２９８号
福岡市城南区別府６丁目11番３―202号
債務者　平石啓太朗
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３０１号
福岡市博多区古門戸町７番17号
債務者　関屋　次郎
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３０３号
福岡市東区塩浜１丁目32番11号
債務者　久保田浩明
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３０９号
福岡市西区壱岐団地28番302号
債務者　岡本　里恵（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３１０号
福岡市南区長丘２丁目２番23号
債務者　島石涼子こと　梁　　軍
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部